

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 2 月 16 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600307 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600154 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 57 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 57 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 57 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、昭和 52 年 6 月 1 日から昭和 57 年 8 月 31 日までA社 (所属部課はC社) に勤務していた。

提出した賃金台帳 (写) から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間をA社における被保険者期間の記録として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答並びに請求者から提出された昭和 57 年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票 (写) 及び賃金台帳 (写) から判断すると、請求者が請求期間においてA社 (所属部課はC社) に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記賃金台帳において、所属部課欄に「C社」の記載とともに、請求期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できるところ、事業主名の記載がないことについて、B社は、C社はD県の補助対象事業であるE事業をA社に事務委託していた旨回答している上、請求者から提出された請求期間に係る「雇用保険被保険者離職票-2」(写) において、事業所欄に「C社」、事業主欄に「A社」の記載が確認できるとともに、賃金額欄に記載されている請求期間に係る金額が、当該賃金台帳において確認できる請求期間に係る給与支給額と一致していることを踏まえると、当該賃金台帳はA社に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和57年7月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。